

新見市教育委員会 5月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和2年5月21日(木) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾

4 欠席委員の職・氏名

委 員	住 本 克 彦
-----	---------

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	鹿 島 隆
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	名 越 伸 明
教育総務課庶務係長	西 江 厚 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和2年5月21日(木) 午後3時30分から午後4時40分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会4月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案1件、協議・報告6件等について説明を行う。)

城井田教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

城井田教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

城井田教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「議第27号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第27号 新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上田課長 議第27号 新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。これは、6月議会に上程させていただこうと思っているもので、2ページの新旧対照表をご覧ください。放課後児童クラブの支援員の認定研修について、先般、指定都市市長がおこなうものを加えさせていただいたことをこの教育委員会の議案で提出させていただきましたが、さらに、国から中核市市長が行う研修も加えられたことが通知されたため、国の法律に準じて改正したものです。岡山県では、県知事か岡山市長か倉敷市長が開催する研修を終了しなければならないこととなります。今年度の研修会はまだ実施されておらず、新型コロナウイルスの関係で研修会自体の実施について検討されているところです。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第27号は承認とします。
次に、「議第28号」の説明をお願いします。

議第28号 新見市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定について
上田課長

議第28号 新見市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定について説明させていただきます。これは、新たな条例制定でございます。まず背景からお話しさせていただきますと、国が平成25年にいじめ防止対策推進法を作り、国、県、市町村教委、学校が一体的にそれぞれ方針を定めて、いじめを防止していこうとしております。いじめ問題対策基本方針については、この教育委員会でお話をさせていただき、市のいじめ問題対策基本方針、学校のいじめ問題対策基本方針をベースに個々の案件に対応していた状況であります。昨今の様々な状況を見たときに、重大案件の可能性はあると思われま。本来であれば、いじめ防止対策推進法の法律が出来た時点でこの条例を制定すべきでありましたが、県内のほかの市町の状況も同様であり、条例の制定がない状態に対応をしていましたが、やはり条例制定をして体制をきちんと整えようということで、今回提出させていただいたものでございます。いじめ防止対策の中で、1ページの目次にある第1章の「新見市いじめ問題対策連絡協議会」と第2章の「新見市いじめ問題専門委員会」を教育委員会が主管する条例で制定し、また、市が定める条例の中に外部の専門委員会を定める条例を6月議会に併せて上程していただくように連絡調整をしているところでございます。「いじめ問題対策連絡協議会」というのは、何か問題が起きたときに動くものではなく、市のいじめ問題に対して、教育委員会、学校の先生、福祉部局の人などで構成した協議会において、未然防止も含めていじめの問題をどのように対応していくかという協議会を設置するものでございます。もうひとつの「いじめ問題専門委員会」というのは、重大案件が起きたとき、教育委員会が事実関係を明確にするために調査や聞き取りをするために置く機関でございます。さらに、その調査でも不明確な場合や、当事者のご理解が得られない場合には、第三者委員会として首長である新見市長のもとに置いた機関がそれを調査するという流れのものを6月議会で条例として制定してまいりたいと思っております。

「新見市いじめ問題対策連絡協議会」に関するものは第1条から第8条まで、「いじめ問題専門委員会」に関するものは第9条から第21条までの2種類であり、それぞれの組織のメンバーや会議の持ち方等を規定しています。これは、国の法律では条例によって設置することとなっているため、教育委員会規則ではなく条例で設置するもので

す。いじめ対策推進法からすでに6年経過している状態での設置となり、今まではいじめ問題対策基本方針をベースに学校と教育委員会で対応してきましたが、最近の個々の案件が重大化につながりやすいことから、きちんと整備をする必要があるということです。必ず設置しなければいけないのは、「いじめ問題専門委員会」のみであり、「いじめ問題対策連絡協議会」と第三者委員会は国の法律では、置くことができるかと規定されていますが、本市においては市長部局と相談のうえ、これをすべて条例で設置するよう6月議会にこの条例を上程したいと考えております。構成メンバー等についても想定はしておりますが、決まりましたらご報告させていただきます。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者

いじめ問題は非常に大事なことだと思うので、このように機関をそれぞれの段階に応じて設けていくという趣旨については、全く異論はありません。先ほどの議題のように、これまであったものの文言の変更等については、行政的なことなので私たちはよく分からない部分もあるため、それでいいだろうと思うのですが、例えばこのような非常に重要な案件は、いちから作られたものをこの委員会で初めて出され、どうかと言われても全体の趣旨については賛成ですが、後からよく読んでみたときに分からないことが出てくるかもしれないので、もし可能であれば、事前に委員会前に送付していただければ疑問点などを整理して、お尋ねすることができると思うので、今後もしこのようなことがあれば、送付できるものについては前会議事録等と同時に結構なので、事前送付いただき読んでおいて欲しいという形にさせていただけたらと思います。ひとつ伺いたいのは、第1章と第2章の設置の部分で違いがあり、第2章には教育委員会の附属機関としてという文言がありますが、第1章にはそのような文言が入っていないので、第1章のいじめ問題対策連絡協議会は教育委員会の附属機関の位置づけとは違うというように理解すれば良いのでしょうか。

上田課長

皆さんにお渡ししているいじめ問題対策基本方針の中にもこの3つは出ていて、関係上でいえば、いじめ問題対策連絡協議会は教育委員会の外にあり、いじめ問題専門委員会は教育委員会とセットという位置づけに書かせていただいています。今、松井職務代理者が仰ったご理解で結構だと思います。

松井職務代理者

今後の要望として、事前送付を希望しておきます。

上田課長 大変申し訳なかったと思っております。この後、議会の文教福祉常任委員会も6月15日(月)におこなわれますので、委員の皆様方でお気づきになったことがありましたら、学校教育課へお伝えいただければ議論をさせていただきたいと思っております。

長谷川委員 メンバーは最初に決まれば同じなのですか、それとも事案によってSNSに詳しい人を加える等、柔軟に対応されるのですか。

上田課長 記載しているとおり、基本的には任期を2年としております。いじめ問題の特性等を考えたときに、どういう学識者や専門家が良いのかということは考えなければいけないと思っておりますので、広く識見がある方に入っていただきたいと思っておりますが、具体的にこの人とは決まっておりますので、ご意見を踏まえて考えていきたいと思っております。

城井田教育長 運用する部分は規則等で定めていけば良いのですが、基本的な部分で、この条例を今出す理由は何ですかと聞かれた場合に、どのようにお答えするのですか。

上田課長 現在のいじめ問題が複雑化しており、学校間の中でもいろいろな声が教育委員会にあがってきていることを踏まえたとき、いじめ問題対策基本方針の下に学校の中で収まっていた事が、専門的な方々の調査も必要になってくる事案がこれから出てくるのではないかとすることを想定しています。本来であれば、この時期ではない時が当然あり、それができていないことは事実で、最初から整備しておくべきであったとは思っています。今現在、この条例が無い状態でそのような事案を迎えた時に、様々な人への不利益が生じるため早く条例を整備したいと思いい、今年度の早い段階でのタイミングとさせていただきます。

城井田教育長 各学校で起こっているいじめと言われているトラブルへの対応は、毎年おこなわれています。その時に、教育委員会事務局職員と学校とのやりとりや、それに関わっている専門家といわれる方々とのやりとりの中だけでは、対応しきれなくなりつつあることがあると思っております。その時に、専門委員会のようなものが機能していないと、いろいろな問題が収まるどころへ収まらない、子どもたちが救われれないということが起きてはいけないという部分を第一に考える必要があると思っております。現在の状況では、対応できないことが起こりつつあるという危惧

を私の中では持っています。昨年もいろいろな事案が起きていますが、その事案の対応をする中においても、自分の経験則だけでは持ちこたえられなくなりつつあると感じています。本日欠席されている住本委員さんのように、いろいろなところで様々な事例に関わって来られている方の考え方などが、私たちが学校に対して助言するうえでも必要ではないかと思えます。その上では、多くの知見をいただかないといけない時期になっているのではないかと思いますので、ぜひ早く条例を整備して体制を整えるようにしていきたいと思えます。もうひとつは、昨年議員発議で子ども条例ができています。新見市でも子どもたちの権利や子どもたちの声をしっかりと聞く必要があるということで、議員の皆様からも具体的な動きとしてありますから、それを実際に実現していくときに、本来あるべきところに無いということは、非常に瑕疵を問われる部分になるうと思われれますから、ほかにこのようなことが無いか再度点検をして足りないものがあれば早急に対応すべきであると思えます。また、このような初見の議案については、事前に委員の皆様に見ていただけるような形を事務局で対応していきたいと思えます。

城井田教育長

その外に委員の皆様から何かご質問がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第28号は承認とします。
次に、「議第29号」の説明をお願いします。

議第29号 令和元年度千屋公民館新築工事請負契約の変更について

名越課長

議第29号 令和元年度千屋公民館新築工事請負契約の変更について説明させていただきます。千屋公民館の新築工事を実施しておりますが、その契約につきましては、昨年6月の定例議会において1億5,840万円で議決をいただいているものでございます。現在、7月末の工期に向けて工事を進めておりますが、工事を行っている中で変更が生じてまいりましたので、その変更につきましてこの教育委員会でお諮りいただき、6月議会に上程したいと考えております。内容につきましては、請負金額が1億7,146万8千円となり、1,306万8千円の増額が生じてまいりました。増額の主な内容については、従前公民館の下を掘削して、その土を現場で使うように予定しておりましたが、掘削した土の性質が非常に悪く盛土としては使えないと判明し、盛土の土を新たに購入した費用と、掘削した土を処分するための費用を追加したための請負金額変更でございます。以上です。

城井田教育長	ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	無いようですので、議第29号は承認とします。 次に、「協第5号」の説明をお願いします。

協第5号 令和2年度学校訪問について

上田課長	<p>協第5号 令和2年度学校訪問について説明させていただきます。例年、教育委員の皆様方には、5月以降学事訪問や学校訪問で学校現場を見ていただき、校長先生方とお話をさせていただく機会を設けておりました。現在は、コロナウイルス感染症の関係でこのような状況ですが、本年度の学校訪問についての基本的な考え方をお伝えし、ご意見があればお聞きしたいと思っております。添付の資料をご覧ください。左側にこれまでの訪問を整理しており、右側は令和2年度以降の訪問をこのように整理したいと考えています。お伝えしていますとおり、昨年度から岡山県の教育委員会が新たな事業として、管理職のビジョンと戦略を支援する学校訪問を年間2回、全ての学校におこなうということで県の幹部やアドバイザーとして退職校長等が学校を訪問することを計画されておりますが、1回目の訪問については、コロナウイルス感染症の関係で、各学校への訪問はしないで市役所南庁舎へ県の幹部が来て、そこへ校長が順次来て面談をおこなう形に変わっています。教育委員の皆様方に行っていただきたいものを今までは、学事訪問や学校訪問と言っていましたが、教育委員学校訪問として、年間を通じてできれば全ての学校へ1回は誰かが行く形をとりたいと年度当初は計画しておりました。ただし、このコロナウイルス感染症の関係で、現段階では校長会でこの資料を提示させていただきましたが、2学期以降の訪問を考えています。可能な範囲で教育委員の皆様方には、学校の普段の授業の様子や先生の指導の様子を生で見ていただきたいというのがねらいです。そして、校長先生方に率直にいろいろな話を出していただいて、教育委員の皆様方の声が学校に届き、校長先生の思いや考えが委員の皆様方に届く場を年に1回は各学校に設置したいと思っております。また、従前は諸帳簿点検をしておりましたが、これは事務局で対応する形にさせていただきたいと思っております。今年度は、教育委員学校訪問という形で年間を通じて場を設け、授業を見ていただくことと、校長先生と話をさせていただくことを考えています。何か、こんなことができたらかこれが知りたい等ありましたら、可能な限り対応したいと思っておりますので、併せて協議いただきたいと思っております。以上です。</p>
------	--

城井田教育長	今年度から全体を整理させていただき、県の訪問の内容と、本市の教育委員としての訪問を22の小中学校へ年間できれば1回は行きたいと考えております。それぞれの委員さんのご都合がありますので、可能な範囲で対応していきたいと思っております。この中にこういうことができたらいいか、こういうことが聞ける機会が設けられたらいいというご意見がありましたらお伺いしたいと思っておりますが、何かありますでしょうか。
溝尾委員	全学年公開授業は、全学年を見るのでしたか。1学年でしたか。
上田課長	昨年は、5月から7月の学事訪問は全学年を見ていただいたと思います。秋の学校訪問は、それぞれの学校の研究授業等ひとつの授業を全部見てもらう事もあったと思います。基本的には、全ての学年の授業を見ていただくことをベースに考えています。以前は、特設学校で研究していることを見に行くこともありました。今年度は、ひとつの学校に行って全体を見ていただくことをベースに考えていますが、特別に研究しているこの授業をしっかりと見たいという声があれば、そういう設定も可能であるので調整させていただきます。
溝尾委員	全学年へは、行ったことがなかったものですから。
上田課長	こちらが考えているのは、全ての学年に行っていただくことですが、ひと学年の時間は短い時間となります。
城井田教育長	今までは、いろいろな研究をしている学校が発表する時にはご案内をしていましたが、それは別途おこなうのですか。それとも、この学校訪問に含まれているのですか。
上田課長	別途には予定しておりません。教育委員の学校訪問が、たまたまその日にあたる学校があるかもしれませんが、研究がある学校の訪問について、意図的に別途設定することはありません。
城井田教育長	訪問とは別に、こういうことをしますという紹介は委員の皆さんにはされるのですか。
上田課長	それは、当然させていただきます。
城井田教育長	外に委員の皆様から何かご質問がありますか。
松井職務代理者	学校訪問と趣旨は違うのかもしれませんが、昨年県外訪問で、学校運営協議会制度等について鳥取市で研修をさせていただきましたが、

地域との連携の場であるとか学校運営協議会の熟議の場に参加させていただいて、今まで経験したことがなかったので、そういうものを見させていただくような場があればと思ったのが1点と、学校の中での授業も大事なことですし、先生方がどのように工夫しておられるかということも大事なことで、学校訪問にはできるだけ協力をさせていただきたいと思っておりますが、ふるさとキャリア教育の実態の場があっても良いのかなと思いました。

上田課長

今ご意見をいただいたコミュニティ・スクールについては、年間3回実施しておりますので、その熟議の場に教育委員が参加できるかを含めて検討させていただきたいと思っております。また、ふるさとキャリア教育の推進事業につきましては、今年度推進していくことで皆様方にもお知らせしているところでございますが、現段階では、校内におけるふるさと学習については、それぞれ可能な範囲でと学校に伝えております。中学校の職場見学体験につきましては、受け手の問題もございまして、中学校の校長先生方はなるべく実施の方向で模索したいという意見を伺っております。しかしながら、受け手の問題やコロナウイルス感染症の関係でどうなるかは分かりませんので、夏くらいには最終判断をしようと思っております。ふるさとキャリア教育については予定していたことが少し縮小している形がありますので、その中で委員の皆様方に見ていただける授業を検討させていただきます。

城井田教育長

外に委員の皆様から何かご質問がありますか。

長谷川委員

これは、小・中・こども園全部ですか。

上田課長

この度は、こども園は入っていませんが、新任の園長訪問を計画し始めたところであり、その場に行っていただくことが可能であれば、委員の皆様方にお声をかけさせていただきます。学校教育課は、指導分野を担当していますので、指導員が訪問していますが、園経営はこども課のこともあるので、そのあたりの調整はありますが、そのような声があれば連携して行かせていただくことは可能だと思っております。

城井田教育長

就学前教育も教育の分野と判断しているので、どのような就学前教育がおこなわれているのか等遠慮なく言っていただければと思います。特に今年は、共通カリキュラムを作って動き始めている年ですので、それに基づいて教育実習に入ってくる公立大学の学生たちも、そのカリキュラムを基にした実習でこの7月から動いていき、新しいカリキュラムがどう変わったかという部分も十分に見ておく必要があるだろうと思っておりますので、可能な部分がありましたらご案内をさせて

いただきますので、子どもたちの様子を見てください。積極的に福祉部の方に働きかけをしていきたいと思っております。
その外に、委員の皆様から何かご質問がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

今年からこういう方向で、ひとつに大きくまとめて全ての学校を可能な範囲で見たいと思います。ただ、今年は新型コロナウイルス感染症の関係でひっ迫している状況もあり、学校現場の様子も確かめながらの実施となり、全てにゆきとどかないこともあるかと思いますが、そのあたりはご容赦いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に「協第6号」の説明をお願いします。

協第6号 令和2年度コミュニティ・スクール配置状況について

上田課長

協第6号 令和2年度コミュニティ・スクール配置状況について説明させていただきます。例年、学校運営協議会の委員に地域の方々が入られているということで、委員の皆様方にご確認をいただいているところがございます。メンバー選考等については、校長先生を中心に選考していただいておりますが、何かあればお聞かせいただき、校長先生に伝えさせていただきます。思誠小学校から哲西中学校までご覧のようなメンバーでございます。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質問がありますか。

例えば大佐の刑部小学校と大佐中学校は、一体的な運営協議会を作っておられます。新型コロナウイルス感染症の関係で、今年のスタートは腰が折れてしまい、予定の動きがとれないため苦慮していますが、一体的な学校運営という点で地域の声を聞くために動いておりますので、この協議会の場へ教育委員の皆様に行っていただいて、話を聞いていただけませんかとお願ひさせていただくことがあるかもしれません。それらも含めて、目を通していただきたいと思っております。

溝尾委員

行ってみたいと言え、行けるのですか。興味はあります。

城井田教育長

行ってみたいと言っただけであれば、事務局で対応させていただきます。見ていただければ分かるのですが、各地域のいろいろな団体の代表の方を委員として構成しているところが比較的多いと思います。元々の学校評議員制度の時の流れが、そのまま引き続いた形で動いているという部分がありますけれども、変えていかなければいけない部分かなとも思っております。実際に子どもたちと関わっている方、子

どもたちと活動されている方、地域の中で新たな動きをされようとしている方等が、地域の核となる学校の中でいろいろな考えを言っていただけの場面がこれからは必要ではないかと思います。市は、小規模多機能自治を考え、地域の中での課題解決をしていこうとしている中で、団体の代表の方に学校運営協議会の委員をしていただくことは、学校を支える組織として必要だと思います。人数が増えるという方向ででも、教育委員の皆様が、学校運営協議会の様子を見てみたいと言えれば大きな刺激になるのではないかと思います。

城井田教育長

その外に、委員の皆様から何かご質問がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、次に「報第11号」の報告をお願いします。

報第11号 新見市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について

田中課長

報第11号 新見市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について報告させていただきます。改正内容でございますが、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、臨時職員を会計年度任用職員に文言を改めております。また、新見市事務決裁規程が4月1日付けで改正をされており、工事金及び委託の業務に係る決裁金額が見直しされましたので、教育委員会事務局事務決裁規程の教育長、教育部長、課長の決裁金額を新見市決裁規程と同様に改正したものでございます。以上です。

城井田教育長

ただいまの報告について、委員の皆様から何かご質問がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

以上で議事は終了しました。

7 閉 会

城井田教育長

5月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時40分)